

新潟県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			4.1E-1	5.2E+1	52.5
64	エトフェンプロックス	2.3E+1	1.4E+1	6.0E+0	4.0E+1	83.1
117	テブコナゾール				4.1E+0	4.1
139	トラロメトリン			5.8E+0	3.1E+0	8.9
140	フェンプロパトリン			2.7E+0		2.7
153	テトラメトリン	2.5E+2	7.4E+0	2.3E+2	1.6E-1	483.8
181	ジクロロベンゼン	5.3E+2	2.0E+2			736.9
225	トリクロルホン		7.0E+0			7.0
248	ダイアジノン		7.4E-1			0.7
251	フェニトロチオン		1.8E+2	3.5E+0		188.2
252	フェンチオン	5.5E+0	6.8E+1	5.5E+0		78.8
256	デカン酸				6.0E+0	6.0
350	ペルメトリン	3.1E+1	3.8E+1	1.9E+1	8.5E+1	172.5
405	ほう素化合物		7.5E-2	5.2E+1	1.9E+0	54.1
427	カルバリル			2.0E+2		197.5
428	フェノブカルブ			1.3E+2	2.3E+2	356.9
457	ジクロールボス	1.1E+2	6.7E+2			780.6
合 計		9.6E+2	1.2E+3	6.5E+2	4.2E+2	3214.3

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等